

# 居宅介護支援事業所松寿園運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人六高台福祉会が開設する居宅介護支援事業所松寿園（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護認定の申請者、要介護状態にある高齢者に対し、事業所の介護支援専門員が適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者の希望や心身の状態等を踏まえて、その有する能力に応じ適切な在宅又は施設のサービスが受けられるように、市町村、在宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

2 事業者は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 居宅介護支援事業所松寿園

(2) 所在地 松戸市六高台2丁目19番地の2

## (職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 主任介護支援専門員1名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、居宅介護支援サービスの提供及びそれに伴う業務を行う。

(3) 事務職員 1名（兼務）

必要な事務を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。尚、電話等による受付は年中無休とする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。尚、電話等による受付は24時間とする。

## (居宅介護支援の内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援は法定代理受領サービスである時は無料とする。

2 居宅介護支援の内容は、利用者の希望を基本として、要介護認定に必要な業務を市町村との連携を保ちながら行い、利用者とし、市町村、在宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行って介護サービス計画を提供する。

- 3 利用者の相談を受ける場所及び担当者会議の開催は、事業所の所在する同一敷地内に個別に設ける。
- 4 前項の担当者会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができる。利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないものとする。
- 5 課題分析については、「老企第 29 号条通知」で示されている課題分析標準項目を使用する。
- 6 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、月 1 回以上とし、要請がある場合、必要と認められる場合には随時訪問する。
- 7 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行なう。
- 8 次条の、通常の事業の実施地域を越えて指定居宅介護支援を行う場合にも、交通費その他の費用は徴収しない。

（通常の事業の実施地域）

第 7 条 通常の事業の実施地域は、松戸市、鎌ヶ谷市、柏市の区域とする。

（緊急時における対応方法）

第 8 条 介護支援専門員等は、業務実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（提供困難時の対応方法）

第 9 条 営業時間外で急を要し、指定居宅介護支援の提供が困難な場合には、他の事業者等を利用者に紹介する。

（苦情処理）

第 10 条 利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

（虐待の防止に関する事項）

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養

護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(業務継続に関する事項)

第12条 感染症や自然災害等が発生した場合でも業務継続が可能となるよう業務継続計画を作成し、計画に沿って研修を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、従事者の資質向上のために、研修への積極的な参加を図るとともに事業所における研修を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月間

(2) 継続研修 年2回以上

2 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人六高台福社会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年10月15日から施行する。

附則 この規程は、平成20年2月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年5月26日から施行する。

附則 この規程は、2021年6月3日から施行する。

附則 この規定は、2023年6月9日から施行する。